

令和2年12月16日からの大雪による災害により被害を
受けた方々への支援について

令和2年12月18日
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

この度の令和2年12月16日からの大雪による災害により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支援させていただきます。

- ・お届出印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村

（12月18日現在）新潟県南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

[詳しくは以下の内閣府ホームページをご参照ください]

[内閣府ホームページ] <http://www.bousai.go.jp/>

【お問合せ】

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店 または コンプライアンス部
（03-3518-9353／平日9：00～17：00）までお問合せください。